

望ましい営農型太陽光発電に関する検討会メモ

令和7年6月10日
一般社団法人 全国農業会議所
専務理事 稲垣照哉

1. 本検討会に期待すること

(1) 農業委員会等行政の現場の営農型太陽光発電施設の認識（私見）

- ①本来は発電事業が行えない農地（農振農用地、甲種農地、第1種農地）において発電事業を行う手段として営農型発電を地権者に勧めているとみられる事案が多すぎる
- ②令和6年4月以降、不適切事案への対応として「農地法施行規則の改正」、「ガイドラインの制定」によって従来より許可等に際しての規範が整備
- ③営農型太陽光発電には2通りしかない。「良い」営農型太陽光発電、「悪い」営農型太陽光発電。「悪い」営農型太陽光発電については徹底して排除すべき
- ④農業委員会等市町村農地行政において「良い」営農型太陽光発電の知見が圧倒的に少ない
- ⑤現場で許可等を行う際、ベンチマーク出来るofficialなものにより「良い」営農型太陽光発電の蓄積が必要

(2) 本検討会の出口として期待すること

- ①食料・農業・農村基本計画策定の段階でofficialな知見の蓄積・公表を期待。具体的には令和2年までの食料・農業・農村基本計画に閣議決定された本体部分とは別に「農業経営の展望」、「農業経営モデルの例示」（37モデル、全モデルに試算結果）に営農型太陽光発電の事案を溶け込ました事例の提示を想定していたが、今回の基本計画には展望、モデル等がない
- ②本検討会において①に相当するもので提示できればベスト
- ③②が困難な場合は営農型太陽光発電を組み込んだ経営モデルを数は問わず提示することを期待
- ④その上で、②もしくは③を本検討会の出口としてofficialな通知（ガイドラインに明示）等として現場及び関係者に公表→officialであることが重要

2. 「農地法施行規則の改正」、「ガイドラインの制定」以降の市町村行政・農業委員会等現場の状況

※都道府県農業会議からの報告（令和7年3月）

※施行1年目の令和6年度は困難事案減少か（当方へ通報等極めて限定）？

※今年度に入り上記についての意見、困難事案増加を実感

【肯定的な指摘】

- ①ガイドライン2（2）ウaが明記されたため梅の栽培を不許可相当とした
- ②過去に営農型太陽光発電施設の一時転用許可を得たものが下部の営農が不十分であるため、他の場所での申請について営農が見込めないため不許可とした
- ③営農型太陽光発電施設の取扱が厳格になったことを業者に説明しやすくなって助かっている

【困難事案等の指摘】

- ④8割要件が困難な場合、作物変更で営農を継続されてしまう
- ⑤下部農地の取扱、Q&Aの9～12に記載あるが抽象的でありもっと明確に規定すべき
- ⑥不許可にする基準を明確に示すべき
- ⑦作物収量、統一的な収量を示すべき
- ⑧太陽光発電事業者から農地の区分や遊休農地か否かの問い合わせが多く業務に支障が生じている
- ⑨知見のある者の選定が困難→営農計画の判断が難しい
- ⑩農振農用地における営農型太陽光発電施設は国が進める農地の集積・集約化、土地改良事業の妨げになるため、第2種、第3種農地のみを設置とすべき（別紙参照）



黒丸:設置済み、赤丸:許可済み今後設置予定

3. 東海地方A県B市農業委員会会長・事務局長からの聞き取り（令和7年6月4日）

「農地法施行規則の改正」、「ガイドラインの制定」を踏まえた市農政主管課・農業委員会の対応

庁内連携体制（環境部局、農政部局、農業委員会）の構築	・ 営農型太陽光発電の手続きフロー図作成と市ホームページ掲載
ガイドラインの周知	・ 市ホームページにガイドライン、実務用Q&Aを掲載 ・ 市内の営農型太陽光発電設備実施業者にガイドライン周知の通知を送付

地域計画の協議の場の開催を通じて明らかになった問題点

協議の場の問題点：そもそも協議の場とは何なのか？		一時転用許可基準の問題点：異議の相手方は誰なのか？	
①協議の具体的な判断基準が無い	・ 市当局→どうなると合意と判断するのか、何回協議するのか	①協議の場の合意が無くとも農地法第5条（一時転用）の申請ができてしまう	・ 市当局→協議の参加者が納得していないのに、合意の判断ができない
②農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるとはどういうこと	・ 参加者→何を基準に議論、判断するのか	②農業委員会は許可基準を満たしていないので「不許可」の判断	・ 農業委員会→地域計画は市の計画で協議の合意は農業委員会の所管ではない
③地域計画に拘束力があるのか	・ 事業者→当該市と他市町村の差異は何なのか		・ 参加者→事業者の説明に納得できない、基準が無いので判断ができない
			・ 事業者→不許可に納得できない、異議申し立てをしたい

問題解決のための農業委員会の対応→県農業会議を通じて県知事等への要望を実施

- ①地域計画の協議の場の具体的な判断基準や記載内容の有効性（拘束力）について全国的な基準を示すことを国に要望すること
- ②地域計画の協議の場の合意を一時転用許可基準から転用許可申請時の必須要件とし、合意のない場合は不受理案件とするよう国に要望すること